

議案第34号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例について

資料一覧

資料番号	資料名	ページ
資料①	港区街づくり推進事務手数料条例 改正概要	2～4
資料②	港区街づくり推進事務手数料条例の申請手数料の額について	5～16
資料③	新旧対照表	17～31

港区街づくり推進事務手数料条例 改正概要

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要について
- 2 規制対象行為の概要について

1 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要について

●宅地造成等規制法の改正（令和4年5月27日公布、令和5年5月26日施行）

令和3年、静岡県熱海市で発生した盛土崩落による大規模な土石流災害や、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するため、「宅地造成等規制法（以下「旧法」という。）」が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）」が施行されました。

●規制区域の指定について

都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に危害を及ぼす可能性がある区域を規制区域として指定します。（令和6年7月31日規制開始）

東京都における規制区域

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼす可能性があるエリア

特定盛土等規制区域

市街地や集落から離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼす可能性があるエリア

特定盛土等規制区域

宅地造成等工事規制区域



2 規制対象行為の概要について

●規制対象となる盛土等に規模について

農地、森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象とします。許可が必要となる盛土等とは下記のような行為を指し、一定規模以上のものが規制対象となります。

区域	行為	許可				
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件 ①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	要件 ②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	要件 ③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 の 崖を生ずるもの(①、②を除く)	要件 ④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	要件 ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①~④を除く)
	イメージ図					
土石の堆積	要件	⑥最大値に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの		⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの		
	イメージ図					

●盛土等の安全性の確保について

災害防止のための必要な許可基準の設定
安全対策を確認するために工事中の定期報告や完了検査の実施

●責任の所在の明確化と実効性のある罰則の措置について

土地所有者等の維持管理責任の明確化や原因行為者に対する是正措置等の命令
無許可行為や命令違反等に対する罰則の強化

※規制区域の指定に伴い下記の手数料額を制定します。

- ・盛土規制法の許可とみなす開発行為の許可等について手数料額を改定
- ・土地の形質の変更、一時的な土石の堆積工事の許可申請に係る手数料額を新設

港区街づくり推進事務手数料条例の申請手数料の額について

申請手数料は、人件費及び物件費により構成されています。

$$\boxed{\text{申請手数料※}} = \boxed{\text{人 件 費}} + \boxed{\text{物 件 費}}$$

※ 手数料は100円未満を切り捨てて算出しています。

人件費について

各申請に対し、その内容に応じて受付、書類審査、事務処理等に要する標準的な時間を設定し、それに時間単価を掛け人件費としています。

《令和4年度決算による人件費時間単価の算出方法》

$$\begin{aligned} \text{令和4年度決算額を基にした一般職員1人当たりの人件費} &= 7,382 \text{ 千円} \\ \text{人件費単価} &= 7,382 \text{ 千円} \div 242 \text{ 日} \div (60 \text{ 分} \times 7.75 \text{ 時間}) \\ &= 65.60 \text{ 円/分} \end{aligned}$$

物件費について

物件費は、消耗品のほか、通信費、印刷製本費により構成されています。

- 通 信 費：申請者又は代理者との連絡時の電話代などです。
- 印刷製本費：申請書の様式その他関係書類の印刷代です。

手数料の額の算出について

都市計画法に基づく事務

- 都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査
(別表1の部2の項)

1のロ (自己居住、0.1ha以上0.3ha未満)

① 人件費 (受付、書類審査、事務処理等)		
575分 × 65.60円/分	=	37,720円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計 (①+②)	=	39,160円
⇒ 手数料		39,000円

1のハ (自己居住、0.3ha以上0.6ha未満)

① 人件費 (受付、書類審査、事務処理等)		
1,140分 × 65.60円/分	=	74,784円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計 (①+②)	=	76,224円
⇒ 手数料		76,000円

1のニ (自己居住、0.6ha以上1.0ha未満)

① 人件費 (受付、書類審査、事務処理等)		
2,250分 × 65.60円/分	=	147,600円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計 (①+②)	=	149,040円
⇒ 手数料		149,000円

1のホ (自己居住、1.0ha以上3.0ha未満)

① 人件費 (受付、書類審査、事務処理等)		
3,410分 × 65.60円/分	=	223,696円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計 (①+②)	=	225,136円
⇒ 手数料		225,000円

1のハ（自己居住、3.0ha以上6.0ha未満）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
4,630分×65.60円/分	=	303,728円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	305,168円
⇒ 手数料		305,000円

1のト（自己居住、6.0ha以上10.0ha未満）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
5,620分×65.60円/分	=	368,672円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	370,112円
⇒ 手数料		370,000円

1のチ（自己居住、10.0ha以上）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
7,555分×65.60円/分	=	495,608円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	497,048円
⇒ 手数料		497,000円

2のイ（自己業務、0.1ha未満）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
300分×65.60円/分	=	19,680円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	21,120円
⇒ 手数料		21,000円

2のク（自己業務、0.1ha以上0.3ha未満）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
760分×65.60円/分	=	49,856円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	51,296円
⇒ 手数料		51,000円

2のハ（自己業務、0.3ha以上0.6ha未満）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
1,705分×65.60円/分	=	111,848円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	113,288円
⇒ 手数料		<u>113,000円</u>

2のニ（自己業務、0.6ha以上1.0ha未満）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
3,090分×65.60円/分	=	202,704円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	204,144円
⇒ 手数料		<u>204,000円</u>

2のホ（自己業務、1.0ha以上3.0ha未満）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
5,165分×65.60円/分	=	338,824円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	340,264円
⇒ 手数料		<u>340,000円</u>

2のヘ（自己業務、3.0ha以上6.0ha未満）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
6,945分×65.60円/分	=	455,592円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	457,032円
⇒ 手数料		<u>457,000円</u>

2のト（自己業務、6.0ha以上10.0ha未満）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
8,625分×65.60円/分	=	565,800円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	567,240円
⇒ 手数料		<u>567,000円</u>

2のチ（自己業務、10.0ha 以上）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
12,100分×65.60円/分	=	793,760円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	795,200円
⇒ 手数料		795,000円

3のイ（非自己、0.1ha 未満）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
2,130分×65.60円/分	=	139,728円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	141,168円
⇒ 手数料		141,000円

3のロ（非自己、0.1ha 以上 0.3ha 未満）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
3,260分×65.60円/分	=	213,856円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	215,296円
⇒ 手数料		215,000円

3のハ（非自己、0.3ha 以上 0.6ha 未満）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
4,860分×65.60円/分	=	318,816円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	320,256円
⇒ 手数料		320,000円

3のニ（非自己、0.6ha 以上 1.0ha 未満）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
5,760分×65.60円/分	=	377,856円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	379,296円
⇒ 手数料		379,000円

3のホ（非自己、1.0ha 以上 3.0ha 未満）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
8,715分×65.60円/分	=	571,704円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	573,144円
⇒ 手数料		573,000円

3のヘ（非自己、3.0ha 以上 6.0ha 未満）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
9,950分×65.60円/分	=	652,720円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	654,160円
⇒ 手数料		654,000円

3のト（非自己、6.0ha 以上 10.0ha 未満）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
12,300分×65.60円/分	=	806,880円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	808,320円
⇒ 手数料		808,000円

3のチ（非自己、10.0ha 以上）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
16,460分×65.60円/分	=	1,079,776円
① 物件費	=	1,440円
② 合計（①+②）	=	1,081,216円
⇒ 手数料		1,081,000円

○都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査（別表1の部3の項）

変更許可申請一件につき、1号から3号に掲げる額を合算した額。ただし、その額が1,081,000円を超えるときは、1,081,000円

○ 都市計画法施行規則第60条の規定に基づく証明書の交付（別表1の部6の2の項）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
13分×65.60円/分	=	852円
② 物件費	=	50円
③ 合計（①+②）	=	902円
	⇒ 手数料	<u>900円</u>

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務

○ 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査（別表1の部65の項）

1のイ（切土盛土、500㎡以内）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
285分×65.60円/分	=	18,696円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	20,136円
	⇒ 手数料	<u>20,000円</u>

1のロ（切土盛土、500㎡を超え1,000㎡以内）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
500分×65.60円/分	=	32,800円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	34,240円
	⇒ 手数料	<u>34,000円</u>

1のハ（切土盛土、1,000㎡を超え2,000㎡以内）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
805分×65.60円/分	=	52,808円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	54,248円
	⇒ 手数料	<u>54,000円</u>

1の二（切土盛土、2,000 m³を超え 5,000 m³以内）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
1,335分×65.60円/分	=	87,576円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	89,016円
	⇒ 手数料	89,000円

1のホ（切土盛土、5,000 m³を超え 10,000 m³以内）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
1,855分×65.60円/分	=	121,688円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	123,128円
	⇒ 手数料	123,000円

1のハ（切土盛土、10,000 m³を超え 20,000 m³以内）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
3,045分×65.60円/分	=	199,752円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	201,192円
	⇒ 手数料	201,000円

1のト（切土盛土、20,000 m³を超え 40,000 m³以内）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
3,335分×65.60円/分	=	218,776円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	220,216円
	⇒ 手数料	220,000円

1のチ（切土盛土、40,000 m³を超え 70,000 m³以内）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
4,175分×65.60円/分	=	273,880円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	275,320円
	⇒ 手数料	275,000円

1の㍷ (切土盛土、70,000 m³を超え100,000 m³以内)

① 人件費 (受付、書類審査、事務処理等)		
5,530分×65.60円/分	=	362,768円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計 (①+②)	=	364,208円
	⇒ 手数料	<u>364,000円</u>

1の㍸ (切土盛土、100,000 m³超)

① 人件費 (受付、書類審査、事務処理等)		
8,105分×65.60円/分	=	531,688円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計 (①+②)	=	533,128円
	⇒ 手数料	<u>533,000円</u>

2のイ (土石の堆積、500 m³以内)

① 人件費 (受付、書類審査、事務処理等)		
255分×65.60円/分	=	16,728円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計 (①+②)	=	18,168円
	⇒ 手数料	<u>18,000円</u>

2のロ (土石の堆積、500 m³を超え1,000 m³以内)

① 人件費 (受付、書類審査、事務処理等)		
405分×65.60円/分	=	26,568円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計 (①+②)	=	28,008円
	⇒ 手数料	<u>28,000円</u>

2のハ (土石の堆積、1,000 m³を超え2,000 m³以内)

① 人件費 (受付、書類審査、事務処理等)		
515分×65.60円/分	=	33,784円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計 (①+②)	=	35,224円
	⇒ 手数料	<u>35,000円</u>

2の二（土石の堆積、2,000 m³を超え 5,000 m³以内）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
805分×65.60円/分	=	52,808円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	54,248円
	⇒ 手数料	<u>54,000円</u>

2のホ（土石の堆積、5,000 m³を超え 10,000 m³以内）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
985分×65.60円/分	=	64,616円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	66,056円
	⇒ 手数料	<u>66,000円</u>

2のヘ（土石の堆積、10,000 m³を超え 20,000 m³以内）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
1,825分×65.60円/分	=	119,720円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	121,160円
	⇒ 手数料	<u>121,000円</u>

2のト（土石の堆積、20,000 m³を超え 40,000 m³以内）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
2,025分×65.60円/分	=	132,840円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	134,280円
	⇒ 手数料	<u>134,000円</u>

2のチ（土石の堆積、40,000 m³を超え 70,000 m³以内）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
2,465分×65.60円/分	=	161,704円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	163,144円
	⇒ 手数料	<u>163,000円</u>

2のり（土石の堆積、70,000 m³を超え100,000 m³以内）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
3,135分×65.60円/分	=	205,656円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	207,096円
	⇒ 手数料	<u>207,000円</u>

2の又（土石の堆積、100,000 m³超）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
4,430分×65.60円/分	=	290,608円
② 物件費	=	1,440円
③ 合計（①+②）	=	292,048円
	⇒ 手数料	<u>292,000円</u>

- 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事に係る計画の変更許可の申請に対する審査（別表1の部66の項）

宅地造成又は特定盛土等を行う場合、変更許可申請一件につき、イからハに掲げる額を合算した額。ただし、その額が533,000円を超えるときは、533,000円

土石の堆積を行う場合、変更許可申請一件につき、イからハに掲げる額を合算した額。ただし、その額が292,000円を超えるときは、292,000円

- 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づく証明書の交付（別表1の部67の項）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
13分×65.60円/分	=	852円
② 物件費	=	50円
③ 合計（①+②）	=	902円
	⇒ 手数料	<u>900円</u>

○ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第5条第3項の規定に基づく盛土
規制法調書の写しの交付（別表1の部68の項）

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）		
10分×65.60円/分	=	656円
② 物件費	=	50円
③ 合計（①+②）	=	706円
	⇒ 手数料	700円

許可の申
請に対す
る審査

満のもの 三万九千円
ハ 〇・三ヘクタール以
上〇・六ヘクタール未
満のもの 七万六千円
ニ 〇・六ヘクタール以
上一ヘクタール未満の
もの 十四万九千円
ホ 一ヘクタール以上三
ヘクタール未満のもの
二十二万五千円
ヘ 三ヘクタール以上六
ヘクタール未満のもの
三十万五千円
ト 六ヘクタール以上十
ヘクタール未満のもの
三十七万円
チ 十ヘクタール以上の
もの 四十九万七千円
2 主として住宅以外の建
築物で自己の業務の用に
供するものの建築又は自
己の業務の用に供する特
定工作物の建設の用に供

許可の申
請に対す
る審査

満のもの 三万四千円
ハ 〇・三ヘクタール以
上〇・六ヘクタール未
満のもの 六万五千円
ニ 〇・六ヘクタール以
上一ヘクタール未満の
もの 十三万三千円
ホ 一ヘクタール以上三
ヘクタール未満のもの
二十万円
ヘ 三ヘクタール以上六
ヘクタール未満のもの
二十六万円
ト 六ヘクタール以上十
ヘクタール未満のもの
三十三万七千円
チ 十ヘクタール以上の
もの 四十六万円
2 主として住宅以外の建
築物で自己の業務の用に
供するものの建築又は自
己の業務の用に供する特
定工作物の建設の用に供

する目的で行う開発行為の場合。開発区域の面積に応じ、次に掲げる額

イ 〇・一ヘクタール未満のもの 二万円

ロ 〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満のもの 五万円

ハ 〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満のもの 十一万三千元

ニ 〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満のもの 二十万四千元

ホ 一ヘクタール以上三ヘクタール未満のもの 三十四万円

ヘ 三ヘクタール以上六ヘクタール未満のもの 四十五万七千元

ト 六ヘクタール以上十ヘクタール未満のもの

する目的で行う開発行為の場合。開発区域の面積に応じ、次に掲げる額

イ 〇・一ヘクタール未満のもの 二万円

ロ 〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満のもの 四万六千元

ハ 〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満のもの 十万円

ニ 〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満のもの 十八万五千元

ホ 一ヘクタール以上三ヘクタール未満のもの 三十万七千元

ヘ 三ヘクタール以上六ヘクタール未満のもの 四十一万五千元

ト 六ヘクタール以上十ヘクタール未満のもの

チ	十ヘクタール以上のもの	五十六万七千円
ク	七十九万五千円	
3	その他の場合。開発区域の面積に応じ、次に掲げる額	
イ	〇・一ヘクタール未満のもの	十四万千円
ロ	〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満のもの	二十一万五千円
ハ	〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満のもの	三十二万円
ニ	〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満のもの	三十七万九千円
ホ	一ヘクタール以上三ヘクタール未満のもの	五十七万三千円
ヘ	三ヘクタール以上六	

チ	十ヘクタール以上のもの	五十二万千円
ク	七十三万七千円	
3	その他の場合。開発区域の面積に応じ、次に掲げる額	
イ	〇・一ヘクタール未満のもの	十三万千円
ロ	〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満のもの	十九万九千円
ハ	〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満のもの	二十九万二千円
ニ	〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満のもの	三十四万八千円
ホ	一ヘクタール以上三ヘクタール未満のもの	五十二万五千円
ヘ	三ヘクタール以上六	

<p>三 都市計 画法第三 十五條の 二の規定 に基づく 開発行為 の変更許 可の申請 に対する 審査</p>	<p>開発行為 変更許可 申請手数 料</p>	<p>変更許可申請一件につき、 次に掲げる額を合算した額。 ただし、その額が百八万千 円を超えるときは、その手 数料の額は、百八万千円と する。</p> <p>1 開発行為に関する設計 の変更（2のみに該当す る場合を除く。）につい ては、開発区域の面積（ 2に規定する変更を伴う 場合にあつては変更前の 開発区域の面積、開発区 域の縮小を伴う場合に あつては縮小後の開発区 域の面積）に応じ、二の項</p>	<p>(略)</p>
<p>三 都市計 画法第三 十五條の 二の規定 に基づく 開発行為 の変更許 可の申請 に対する 審査</p>	<p>開発行為 変更許可 申請手数 料</p>	<p>変更許可申請一件につき、 次に掲げる額を合算した額。 ただし、その額が百万四千 円を超えるときは、その手 数料の額は、百万四千円と する。</p> <p>1 開発行為に関する設計 の変更（2のみに該当す る場合を除く。）につい ては、開発区域の面積（ 2に規定する変更を伴う 場合にあつては変更前の 開発区域の面積、開発区 域の縮小を伴う場合に あつては縮小後の開発区 域の面積）に応じ二の項に</p>	<p>(略)</p>

六の二 都市計画法	六 都市計画法第四十七條第五項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	六 都市計画法第四十七條第五項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付手数料	四・五（略）	（略）	
六の二 都市計画法 又は建築	開発行為	開発登録簿の写しの交付手数料	（略）	（略）	
一通につき	九百円	一通につき 七百元	（略）	3（略）	に規定する額に十分の一を乗じて得た額 2 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第三十條第一項第一号から第四号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、二の項に規定する額
とき。	交付申請の	（略）	（略）	（略）	

	六 都市計画法第四十七條第五項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	六 都市計画法第四十七條第五項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付手数料	四・五（略）	（略）	
		開発登録簿の写しの交付手数料	（略）	（略）	
		用紙一枚につき 七百元	（略）	3（略）	規定する額に十分の一を乗じて得た額 2 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第三十條第一項第一号から第四号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ二の項に規定する額
		（略）	（略）	（略）	

<p>六十五 宅 地造成及 び特定盛 土等規制 法（昭和 三十六年 法律第百 九十一号） 第十二条 第一項の 規定に基</p>	<p>七 六十四 （略）</p>	<p>施行規則 （昭和四 十四年建 設省令第 四十九号） 第六十条 の規定に 基づく証 明書の交 付 証明書の 交付手数 料</p>
<p>宅地造成 等工事許 可申請手 数料</p>	<p>（略）</p>	<p>1 宅地造成又は特定盛土 等を行う場合 切土又は 盛土をする土地の面積に 応じ、次に掲げる額</p> <p>イ 五百平方メートル以 内のもの 二万円</p> <p>ロ 五百平方メートルを 超え、千平方メートル 以内のもの 三万四千元</p> <p>ハ 千平方メートルを超</p>
<p>許可申請の とき。</p>	<p>（略）</p>	

<p>七 六十四 （略）</p>	
<p>（略）</p>	
<p>（略）</p>	
<p>（略）</p>	

づく宅地
造成等に
関する工
事の許可
の申請に
対する審
査

え、二千平方メートル
以内のもの
五万四千円

二 二千平方メートルを
超え、五千平方メートル
以内のもの
八万九千円

ホ 五千平方メートルを
超え、一万平方メートル
以内のもの
十二万三千円

へ 一万平方メートルを
超え、二万平方メートル
以内のもの
二十万千円

ト 二万平方メートルを
超え、四万平方メートル
以内のもの
二十二万円

チ 四万平方メートルを
超え、七万平方メートル
以内のもの
二十七万五千円

-
-
-
-
- リ 七万平方メートルを
超え、十万平方メー
トル以内のもの
- ヌ 三十六万四千円
十万平方メートルを
超えるもの
- 2| 五十三万三千円
土石の堆積を行う場合
土石の堆積をする土地
の面積に応じ、次に掲げ
る額
- イ 五百平方メートル以
内のもの 一万八千円
- ロ 五百平方メートルを
超え、千平方メー
トル以内のもの
二万八千円
- ハ 千平方メートルを超
え、二千平方メー
トル以内のもの
三万五千円
- ニ 二千平方メートルを
超え、五千平方メー
-
-

ル以内のもの
五万四千円

ホ| 五千平方メートルを
超え、一万平方メー
トル以内のもの
六万六千円

ヘ| 一万平方メートルを
超え、二万平方メー
トル以内のもの
十二万千円

ト| 二万平方メートルを
超え、四万平方メー
トル以内のもの
十三万四千円

チ| 四万平方メートルを
超え、七万平方メー
トル以内のもの
十六万三千円

リ| 七万平方メートルを
超え、十万平方メー
トル以内のもの
二十万七千円

ヌ| 十万平方メートルを

<p>六十六 宅 地造成及 び特定盛 土等規制 法第十六 条第一項 の規定に 基づく宅 地造成等 に関する 工事に係 る計画の 変更許可 の申請に 対する審 査</p>	<p>宅地造成 等工事変 更許可申 請手数料</p>	<p>超えるもの 二十九万二千円</p> <p>1 宅地造成又は特定盛土 等を行う場合 変更許可 申請一件につき、次に掲 げる額を合算した額。た だし、その額が五十三万 三千円を超えるときは、 その手数料の額は、五十 三万三千円とする。</p> <p>イ 宅地造成又は特定盛 土等に関する工事の設 計の変更（口のみに該 当する場合を除く。） については、切土又は 盛土をする土地の面積 （口に規定する変更を 伴う場合にあつては変 更前の切土又は盛土を する土地の面積、切土 又は盛土をする土地の 縮小を伴う場合にあつ ては縮小後の切土又は</p>	<p>変更申請の とき。</p>
--	--	---	----------------------

-
-
-
-
- 盛土をする土地の面積に
応じ、六十五の項に
規定する額に十分の一
を乗じて得た額
- ロ 新たな土地の切土又は
盛土をする土地への
編入に係る宅地造成又は
特定盛土等に関する
工事の設計の変更につ
いては、新たに編入さ
れた切土又は盛土をす
る土地の面積に応じ、
六十五の項に規定する
額
- ハ その他の変更につい
ては、一万五千元
- 2 土石の堆積を行う場合
変更許可申請一件につ
き、次に掲げる額を合算
した額。ただし、その額
が二十九万二千元を超え
るときは、その手数料の
額は、二十九万二千元と
-
-

イ 土石の堆積に関する
工事の設計の変更（口
のみに該当する場合を
除く。）については、
土石の堆積をする土地
の面積（口に規定する
変更を伴う場合にあつ
ては変更前の土石の堆
積をする土地の面積、
土石の堆積をする土地
の縮小を伴う場合にあ
つては縮小後の土石の
堆積をする土地の面積）
に応じ、六十五の項に
規定する額に十分の一
を乗じて得た額

ロ 新たな土地の土石の
堆積をする土地への編
入に係る土石の堆積に
関する工事の設計の変
更については、新たに
編入された土石の堆積

六十八 宅 地造成及 び特定盛 土等規制	盛土規制 法調書の 写しの交 付手数料	一通につき 七百円	交付申請の とき。
六十七 宅 地造成及 び特定盛 土等規制 法施行規 則（昭和 三十七年 建設省令 第三号） 第八十八 条の規定 に基づく 証明書の 交付	宅地造成 等工事に 関する証 明書の交 付手数料	一通につき 九百円 ハ その他の変更につい ては、一万五千元 をすする土地の面積に じ、六十五の項に規定 する額	交付申請の とき。

法施行条
例（令和
六年東京
都条例第
三十六号）
第五条第
三項の規
定に基づ
く盛土規
制法調書
の写しの
交付

二・三（略）

付則

この条例は、令和六年七月三十一日から施行する。

二・三（略）